

平成 26 年 5 月 16 日

「企業結合会計基準」等の改正に関する適正手続の遵守状況の報告

企業会計基準委員会

報告の要約

本報告は、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）が、平成 25 年 9 月 13 日に公表した「企業結合に関する会計基準」及び関連する他の改正会計基準等（以下「本会計基準等」という。）について、「企業会計基準等の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 27 条に基づき、適正手続の遵守状況を報告するものである。

当委員会は、本会計基準等の開発に係る審議テーマの決定、論点整理、公開草案、企業会計基準等の公表に関する適正手続の遵守状況について、適正手続規則の各条文に照らして検討を行った。その検討の結果、適正手続の遵守状況について重要な問題は見受けられなかった。

I. 本報告の目的

1. 本報告は、当委員会が、平成 25 年 9 月 13 日に公表した「企業結合に関する会計基準」及び関連する他の改正会計基準等（以下「本会計基準等」という。）について、適正手続規則第 27 条に基づき、適正手続の遵守状況を報告するものである。

II. 企業結合会計基準等の改正の経緯

2. 企業結合に関する会計基準等の見直しの経緯は以下のとおりである。詳細は（別紙 1）を参照。

年月	内容
平成 18 年 10 月	EU 同等性評価に関連して、欧州証券規制当局委員会（CESR）から補正措置項目として提案されたことを踏まえ、企業結合会計基準の見直しを新規テーマとして記載したプロジェクト計画表を公表した。
平成 19 年 12 月	東京合意を踏まえ更新されたプロジェクト計画表において、企業結合プロジェクトは EU 同等性評価に係る項目を対象とするステップ 1 とそれ以外の項目を対象とするステップ 2 とに区分した。
平成 20 年 12 月	EU 同等性評価に関連した短期コンバージェンス・プロジェクトとして、ステップ 1 を完了した。
平成 21 年 7 月	ステップ 2 について「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）を公表した。
平成 22 年 10 月 ～平成 23 年 4 月	財務会計基準機構内に設置された「単体財務諸表に関する検討会議」（以下「単体検討会議」という。）において、のれんの非償却の取扱いが議論され、平成 23 年 4 月に報告書を受領した。
平成 24 年 1 月	第 235 回企業会計基準委員会（以下「親委員会」という。）において、のれんの会計処理について、当面の間、現行の規則償却を継続する方向で合意した。
平成 25 年 1 月	ステップ 2 の公開草案（以下「公開草案」という。）を公表した。
平成 25 年 9 月	改正された本会計基準等を最終公表した。

III. 適正手続の遵守状況

3. 本会計基準等の検討に関する適正手続の遵守状況は以下のとおりである。なお、適

正手続規則の制定は平成 25 年 6 月 14 日であるが、適正手続規則制定前については適正手続規則に定める適正手続に相当する手続を記載している。

審議テーマの決定

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
基準諮問会議からの提言への対応の状況	第20条第1項 委員会は、定款第63 条第2項の規定により、基準諮問会議から審議テーマ又は優先順位等についての提言を受けた場合には、原則として、基準諮問会議の提言を尊重し、審議テーマを決定する。	本プロジェクトは基準諮問会議からの提言により決定された審議テーマではない。 企業結合会計基準改正に着手した当時、当委員会は、コンバージェンス・プロジェクトを行っており、当該プロジェクトにおいて取り上げるテーマは、プロジェクト計画表により定めていた。
基準諮問会議からの提言以外の項目を新規テーマとする場合の状況	第 20 条第 3 項 委員会は、第 1 項のほか、緊急性がある等の場合、委員会の審議において審議テーマを決定できる。	企業結合会計基準の改正を新規テーマとして記載したプロジェクト計画表は、平成 18 年 10 月 10 日開催の第 114 回親委員会で承認されている。 また、平成 19 年 7 月 9 日開催の第 1 回基準諮問会議において、その旨を報告している。

論点整理

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
論点整理に関する企業会計基準委員会及び専門委員会の審議の状況	第 7 条 第 1 項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	企業結合ステップ 1 完了後、論点整理の公表まで、親委員会において 6 回、企業結合専門委員会（以下「専門委員会」という。）において 8 回の審議が公開で行われた。すべての親委員会、専門委員会は、一般に公開されている。詳細は（別紙 2）を参照。

	第9条第1項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね1週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、準備の都合上、ほとんどの親委員会、専門委員会において2～3日前の送付となった（当時の適正手続に関する規則である企業会計基準委員会等運営規則には、審議資料の送付時期についての記載はない。）。
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	第18条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合には、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。 第19条 アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会又は専門委員会の審議において、概要を報告する。	市場関係者に対する意見聴取として、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人を対象として非公式な会合等を行った（適正手続規則施行前であり、回数等の集計は行っていない。）。 アウトリーチの概要については、その後の親委員会の審議の中で適宜報告している。 （基準諮問会議） 平成21年2月19日開催の第6回基準諮問会議及び平成21年8月4日開催の第7回基準諮問会議において企業会計基準委員会の活動状況の報告の中で企業結合（ステップ2）について審議の状況を説明している。
論点整理の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	第12条 第1項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理の公表に関して、定款第56条の定めに従い、委員の5分の3以上の多数を持って議決する。	平成21年7月2日開催の第180回親委員会において論点整理の公表議決が行われ、出席委員14名全員（委員総数15名）の賛成により公表が承認された。その後、平成21年7月10日に論点整理を公表した。
論点整理の公開期間	第17条第3項 前2項による公開の期間は、原則として、2ヶ月以上	当時の適正手続に関する規則である企業会計基準委員会等運営規則では1カ月以上とされて

	とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。	いたが、平成 21 年 7 月 10 日にコメント募集を開始し平成 21 年 9 月 7 日までをコメント受付期間（約 2 ヶ月）とした。										
論点整理に寄せられた意見のホームページへの掲載及び論点整理に寄せられた意見に対する対応のホームページへの掲載	第 17 条第 4 項 公開草案及び論点整理に対して寄せられた意見については、提出者名を含めてすべて財務会計基準機構のホームページに公開する。それらの寄せられた意見については、委員会において適時に検討を行い、検討の結果を財務会計基準機構のホームページに公開する。	論点整理に寄せられた意見は、平成 21 年 10 月 5 日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。なお、寄せられたコメントは、10 件であり、内訳は以下のとおりである。 〔団体等〕 <table><tr><td>属性</td><td>提出者数</td></tr><tr><td>財務諸表作成者</td><td>3</td></tr><tr><td>財務諸表利用者</td><td>3</td></tr><tr><td>監査人</td><td>4</td></tr><tr><td>合計</td><td>10</td></tr></table> 〔個人〕 該当なし。 なお、論点整理に寄せられた意見に対する対応については、当時の適正手続に関する規則である企業会計基準委員会等運営規則には特に定めがなかったため、ホームページに掲載していない。	属性	提出者数	財務諸表作成者	3	財務諸表利用者	3	監査人	4	合計	10
属性	提出者数											
財務諸表作成者	3											
財務諸表利用者	3											
監査人	4											
合計	10											
論点整理に寄せられた意見に関する委員会の審議の状況	第 7 条 第 1 項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	「公開草案に関する企業会計基準委員会及び専門委員会の審議の状況」の項目に記載の論点整理の公表後、公開草案の公表までの親委員会及び専門委員会の審議の中で論点整理に寄せられた意見について検討を行った。										
	第 9 条第 1 項	「公開草案に関する企業会計										

	委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね 1 週間前に審議資料を委員に送付する。	基準委員会及び専門委員会の審議の状況」の項目を参照。
--	---	----------------------------

公開草案

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
公開草案に関する企業会計基準委員会及び専門委員会の審議の状況	第 7 条 第 1 項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	論点整理の公表（平成 21 年 7 月 10 日）後、公開草案の公表（平成 25 年 1 月 11 日）まで、親委員会において 33 回、専門委員会において 17 回の審議が公開で行われた。詳細は（別紙 2）を参照。
	第 9 条第 1 項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね 1 週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、準備の都合上、ほとんどの親委員会、専門委員会において 2～3 日前の送付となった（当時の適正手続に関する規則である企業会計基準委員会等運営規則には、審議資料の送付時期についての記載はない。）。
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	第 18 条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合には、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。 第 19 条 アウトリーチを実施した場	市場関係者に対する意見聴取として、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人を対象として非公式な会合等を行った。（適正手続規則施行前であり、回数等の集計は行っていない。）。 アウトリーチの概要については、その後の親委員会の審議の中で適宜報告した。 （基準諮問会議）

	合、原則として、委員会又は専門委員会の審議において、概要を報告する。	平成 24 年 7 月 11 日開催の第 15 回基準諮問会議及び平成 24 年 11 月 8 日開催の第 16 回基準諮問会議において審議中の個別プロジェクトの状況として企業結合(ステップ 2)の審議の状況を説明した。 また、平成 21 年 2 月 19 日開催の第 6 回基準諮問会議から平成 23 年 2 月 19 日開催の第 14 回基準諮問会議において企業会計基準委員会の活動状況の報告の中で企業結合(ステップ 2)について審議の状況を説明した。 (単体検討会議) 平成 22 年 10 月に財務会計基準機構内に単体検討会議が設置された(平成 22 年 8 月の企業会計審議会での議論を踏まえて設置されたもので、財務会計基準機構の定款に記載された組織ではない。)。 単体検討会議では、のれんの償却に関する取扱いが論点の 1 つとして取り上げられて議論された。当該会議の報告書は平成 23 年 4 月に公表され、平成 23 年 4 月 28 日開催の親委員会に報告された。 単体検討会議の報告等も踏まえ、平成 24 年 1 月 10 日開催の第 235 回親委員会において、当面の間、現行の規則償却を継続する方向で合意された((別紙 1)参照)。
--	---	--

公開草案の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	第 12 条 第 1 項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理の公表に関して、定款第 56 条の定めに従い、委員の 5 分の 3 以上の多数を持って議決する。	平成 24 年 12 月 25 日開催の第 257 回親委員会において公開草案の公表議決が行われ、出席委員 11 名全員（委員総数 11 名）の賛成により公表が承認された。 そして、平成 25 年 1 月 11 日に企業会計基準公開草案第 49 号「企業結合に関する会計基準（案）」を始めとした企業結合（連結を含む。）に関する一連の会計基準に係る公開草案（以下「本公開草案」という。）を公表した。												
公開草案の公開期間	第17条第3項 前 2 項による公開の期間は、原則として、2ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。	当時の適正手続に関する規則である企業会計基準委員会等運営規則では 1 カ月以上とされていたが、平成 25 年 1 月 11 日にコメント募集を開始し、平成 25 年 3 月 15 日までをコメント受付期間(2 ヶ月強)とした												
公開草案に寄せられた意見のホームページへの掲載及び公開草案に寄せられた意見に対する対応のホームページへの掲載	第 17 条第 4 項 公開草案及び論点整理に対して寄せられた意見については、提出者名を含めてすべて財務会計基準機構のホームページに公開する。それらの寄せられた意見については、委員会において適時に検討を行い、検討の結果を財務会計基準機構のホームページに公開する。	本公開草案に寄せられた意見は、平成 25 年 4 月 26 日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。なお、寄せられたコメントは、17 件であり、コメント提出者の属性別の内訳は次のとおりである。 [団体等] <table><tr><td>属性</td><td>提出者数</td></tr><tr><td>財務諸表作成者</td><td>6</td></tr><tr><td>財務諸表利用者</td><td>1</td></tr><tr><td>監査人</td><td>4</td></tr><tr><td>合計</td><td>11</td></tr></table> [個人] <table><tr><td>属性</td><td>提出者数</td></tr></table>	属性	提出者数	財務諸表作成者	6	財務諸表利用者	1	監査人	4	合計	11	属性	提出者数
属性	提出者数													
財務諸表作成者	6													
財務諸表利用者	1													
監査人	4													
合計	11													
属性	提出者数													

		<table><tr><td>財務諸表利用者</td><td>1</td></tr><tr><td>学識経験者等</td><td>5</td></tr><tr><td>合計</td><td>6</td></tr></table> また、本公開草案に寄せられた意見の概要とそれに対する対応はのとおりであり、最終基準公表後の平成 25 年 11 月 29 日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。	財務諸表利用者	1	学識経験者等	5	合計	6
財務諸表利用者	1							
学識経験者等	5							
合計	6							
公開草案に寄せられた意見に関する委員会の審議の状況	第 7 条第 1 項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	公開草案の公表後、親委員会において 8 回、専門委員会において 6 回の審議が公開で行われた。詳細は（別紙 2）を参照。						
	第 9 条第 1 項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね 1 週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、準備の都合上、ほとんどの親委員会、専門委員会において 2～3 日前の送付となつた（適正手続規則に定める「おおむね 1 週間」前の送付ができていない。）。						
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	第 18 条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合には、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実	市場関係者に対する意見聴取として、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人を対象として非公式な会合等を行った。（適正手続規則施行前であり、回数等の集計は難しい。）。 アウトリーチの概要については、その後の親委員会の審議の						

	施する。 第19条 アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会又は専門委員会の審議において、概要を報告する。	中で適宜報告している。 なお、平成 25 年 1 月以後に実施したアウトリーチの実施状況は以下のとおりである。 <table><tr><th>対象</th><th>回数</th></tr><tr><td>財務諸表作成者</td><td>7 回</td></tr><tr><td>財務諸表利用者 (情報ベンダー等を含む)</td><td>5 回</td></tr><tr><td>監査人</td><td>4 回</td></tr><tr><td>学識経験者</td><td>3 回</td></tr><tr><td>証券取引所</td><td>1 回</td></tr></table> 上記のアウトリーチの概要については、平成 25 年 6 月 27 日開催の第 267 回親委員会等の審議の中で適宜報告している。 (基準諮問会議) 平成 25 年 7 月 16 日開催の第 18 回基準諮問会議において企業会計基準委員会の活動状況の報告の中で企業結合(ステップ 2)について審議の状況を説明した。	対象	回数	財務諸表作成者	7 回	財務諸表利用者 (情報ベンダー等を含む)	5 回	監査人	4 回	学識経験者	3 回	証券取引所	1 回
対象	回数													
財務諸表作成者	7 回													
財務諸表利用者 (情報ベンダー等を含む)	5 回													
監査人	4 回													
学識経験者	3 回													
証券取引所	1 回													
再公開草案の必要性に関する審議の状況	第 17 条第 5 項 企業会計基準等を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。	本公開草案の最終基準化にあたって、再度公開草案を公表する必要性の有無について平成 25 年 8 月 9 日開催の第 270 回親委員会において審議を行った。公開草案の提案内容を変更する方向で審議を行ってきた項目について公開草案での提案、公開草案に寄せられたコメントを踏まえての対応及び変更の理由を記載した資料に基づき審議を行った。												

		出席委員 12 名からは公開草案を再度公表すべきという意見は出されず、最終基準として議決することが了承された。
--	--	---

企業会計基準等の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
企業会計基準等の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	第 12 条 第 1 項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理の公表に関して、定款第 56 条の定めに従い、委員の 5 分の 3 以上の多数を持って議決する。	本会計基準等は、平成 25 年 9 月 9 日開催の第 272 回親委員会において出席委員 13 名全員（委員総数 13 名）の賛成により公表することが承認された。その後、平成 25 年 9 月 13 日に公表した。
	第 12 条第 2 項 企業会計基準を公表する際、企業会計基準の公表に賛成した委員と反対した委員の名前を企業会計基準に記載する。企業会計基準適用指針及び実務対応報告については、出席委員数と賛成委員数を記載する。	改正企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」第 59-2 項等に公表に賛成した委員名を記載している。また、改正企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第 333-5 項等に出席委員数と賛成委員数を記載している。 なお、本会計基準等の公表に反対した委員はいなかった。
	第 12 条第 3 項 企業会計基準等の議決に委員が反対した場合、企業会計基準等に、反対した委員の反対理由を記載する。	本会計基準等の公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。

以 上

(別紙 1) 企業結合に関する会計基準等の見直しの経緯

企業結合プロジェクト発足の経緯

1. 平成 15 年 10 月に企業会計審議会から公表された「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」及び「企業結合に係る会計基準」は、持分プーリング法を採用する余地を残した点など、いくつかの点において国際的な会計基準とは異なっており、これらの相違点が、いわゆる EU 同等性評価に関連して欧州証券規制当局委員会 (CESR) から補正措置項目として提案された。
2. 同等性評価の日本企業への影響の重要性に鑑み、平成 18 年 10 月に「プロジェクト計画表」を公表した。この計画表に従い、平成 18 年 12 月に当委員会事務局において企業結合プロジェクト・チームを立ち上げ、会計基準の見直しに着手した。
3. その後、当委員会と国際会計基準審議会 (IASB) は、平成 19 年 8 月に「東京合意」を公表した。当委員会では、この東京合意を踏まえたプロジェクト計画表を平成 19 年 12 月に更新し、企業結合に関する会計基準等の見直しについて、EU 同等性評価に係る項目を対象とするステップ 1 とそれ以外の項目を対象とするステップ 2 とに区分してプロジェクトを進めることとした。
4. ステップ 1 は、持分プーリング法の廃止、取得企業の決定方法、株式の交換の場合における取得原価の算定方法、段階取得における取得原価の会計処理、負ののれんの会計処理、企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果の会計処理等の項目が検討対象とされ、平成 20 年 12 月、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」を公表し完了した。
5. ステップ 2 については、平成 21 年 7 月に、「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」(以下「論点整理」という。)を公表した。論点整理で取り上げられていた項目は以下のとおりである。

- | | |
|---------------|----------------------|
| 【論点 1】 | 少数株主持分の取扱い |
| 【論点 2】 | 取得原価の算定 |
| [論点 2-1] | 取得の基本的な処理方法 |
| [論点 2-2] | 条件付取得対価の交付 |
| [論点 2-3] | 取得に要した支出 |
| [論点 2-4] | 新株予約権の交付 |
| 【論点 3】 | 取得原価の配分 |
| [論点 3-1] | 識別可能資産及び負債の認識原則 |
| [論点 3-2] | 識別可能資産及び負債の測定原則 |
| [論点 3-3] | 売却目的で保有する資産への取得原価の配分 |

- [論点 3-4] 偶発債務及び企業結合に係る特定勘定への取得原価の配分
- [論点 3-5] 少数株主持分の測定（全部のれんの可否）
- [論点 3-6] 繰延税金資産及び負債への取得原価の配分
- 【論点 4】 のれんの会計処理
 - [論点 4-1] のれんの償却
 - [追加検討①] のれんの減損処理の取扱い
 - [追加検討②] 無形資産への配分
 - [論点 4-2] のれんに関する税効果
- 【論点 5】 子会社に対する支配の喪失

のれんの償却に関する論点の検討状況

6. このうち、のれんの非償却の検討については、IASB が平成 23 年に実施したアジェンダ・コンサルテーションに対して当委員会が提出したコメント及び単体検討会議の報告を踏まえ、平成 24 年 1 月 10 日開催の第 235 回親委員会において、現行の償却処理を継続することが合意された。
7. また、その後の審議の結果、平成 24 年 7 月 25 日開催の第 248 回親委員会において、少数株主持分の取扱い、取得関連費用の会計処理及び暫定的な会計処理の確定の取扱いのみを検討の範囲とすることが合意され、その後、平成 25 年 1 月に公開草案が公表された。

以 上

(別紙 2) 親委員会及び専門委員会の審議の状況

論点整理に関する親委員会及び専門委員会の審議の状況

1. 論点整理の公表までの親委員会及び専門委員会における審議の状況は以下のとおりである。

(親委員会)

回数	開催日	審議内容
第 174 回	平成 21 年 4 月 3 日	・ 企業結合専門委員会における検討状況 ・ 今後検討が考えられる項目
第 175 回	平成 21 年 4 月 23 日	・ 論点整理に関する検討 ✓ 少数株主持分の取扱い ✓ 取得原価の算定
第 176 回	平成 21 年 5 月 7 日	・ 論点整理に関する検討 ✓ 取得原価の配分
第 177 回	平成 21 年 5 月 21 日	・ 論点整理に関する検討 ✓ のれんの会計処理
第 178 回	平成 21 年 6 月 4 日	・ 論点整理の文案検討
第 179 回	平成 21 年 6 月 19 日	・ 論点整理の文案検討
第 180 回	平成 21 年 7 月 2 日	・ 論点整理の公表議決

(企業結合専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第 61 回	平成 21 年 2 月 23 日	・ 論点整理に関する検討 ✓ 対象となり得る主な論点 ✓ 連結財務諸表作成の基本的な考え方 ✓ 取得原価の算定
第 62 回	平成 21 年 3 月 18 日	・ 論点整理に関する検討 ✓ 取得に伴い支出する費用 ✓ 認識原則と測定原則 ✓ 株式報酬 ✓ 偶発負債、企業結合に関する特別勘定
第 63 回	平成 21 年 3 月 31 日	・ 論点整理に関する検討 ✓ 少数株主持分の測定 ✓ 繰延税金負債 ✓ のれんの償却 ✓ 支配の喪失
第 64 回	平成 21 年 4 月 22 日	・ 論点整理に関する検討

		✓ 少数株主持分の取扱い ✓ のれんの税効果 ✓ のれんの償却
第 65 回	平成 21 年 5 月 20 日	・ 論点整理の文案検討
第 66 回	平成 21 年 6 月 3 日	・ 論点整理の文案検討
第 67 回	平成 21 年 6 月 17 日	・ 論点整理の文案検討
第 68 回	平成 21 年 6 月 29 日	・ 論点整理の文案検討

論点整理に寄せられた意見及び公開草案に関する親委員会及び専門委員会の審議の状況

2. 公開草案の公表までの親委員会及び専門委員会における審議の状況は以下のとおりである。

(親委員会)

回数	開催日	審議内容
第 186 回	平成 21 年 10 月 1 日	・ 今後の進め方 ・ 論点整理に対するコメント
第 188 回	平成 21 年 10 月 29 日	・ 少数株主持分の取扱い
第 190 回	平成 21 年 11 月 26 日	・ 少数株主持分の取扱い ・ 少数株主との取引における個別財務諸表上の考え方
第 191 回	平成 21 年 12 月 10 日	・ 少数株主持分の取扱い
第 193 回	平成 22 年 1 月 15 日	・ のれんの償却
第 195 回	平成 22 年 2 月 12 日	・ 少数株主持分の取扱いに関する関連論点
第 200 回	平成 22 年 4 月 12 日	・ のれんの償却に関する関連論点
第 202 回	平成 22 年 5 月 28 日	・ のれんの償却 ・ 少数株主持分の取扱い ・ 偶発負債及び特定勘定の取扱い ・ その他の論点
第 206 回	平成 22 年 7 月 21 日	・ 経過措置と適用時期
第 207 回	平成 22 年 8 月 5 日	・ 公開草案に向けての文案の検討
第 208 回	平成 22 年 8 月 26 日	・ のれんの配分単位に関する検討
第 217 回	平成 23 年 1 月 21 日	・ これまで検討してきた各論点 ・ 今後の検討事項
第 218 回	平成 23 年 2 月 3 日	・ 包括利益の表示に関する取扱い ・ 全部のれんの取扱い

		・ 逆取得の取扱い ・ 表示及び注記事項
第 223 回	平成 23 年 4 月 28 日	・ のれんの償却
第 224 回	平成 23 年 5 月 19 日	・ のれんの償却
第 225 回	平成 23 年 6 月 2 日	・ のれんの償却
第 235 回	平成 24 年 1 月 10 日	・ 単体検討会議に関連するテーマの今後の進め方について
第 240 回	平成 24 年 3 月 15 日	・ 企業結合に関連する項目の方向性 ・ これまでの経緯と論点
第 241 回	平成 24 年 4 月 5 日	・ 少数株主持分の取扱い
第 242 回	平成 24 年 4 月 19 日	・ 全部のれん方式の取扱い
第 243 回	平成 24 年 5 月 10 日	・ 支配の喪失の取扱い
第 244 回	平成 24 年 5 月 24 日	・ 全部のれん方式及び支配の喪失の検討
第 245 回	平成 24 年 6 月 7 日	・ その他の論点 ✓ 企業結合における取得関連費用の取扱い ✓ 暫定的な会計処理の確定の取扱い
第 246 回	平成 24 年 6 月 21 日	・ その他の論点 ✓ 企業結合に係る特定勘定及び偶発負債に関する事項 ✓ その他
第 247 回	平成 24 年 7 月 5 日	・ 今後の進め方
第 248 回	平成 24 年 7 月 25 日	・ 今後の進め方
第 250 回	平成 24 年 8 月 23 日	・ 今後の進め方
第 251 回	平成 24 年 9 月 5 日	・ 詳細な検討を行っていく論点について
第 252 回	平成 24 年 10 月 4 日	・ 支配の喪失に係る今後の進め方
第 254 回	平成 24 年 11 月 6 日	・ 経過措置と適用時期等 ・ 公開草案の文案検討
第 255 回	平成 24 年 11 月 22 日	・ 経過措置と適用時期等 ・ 公開草案の文案検討
第 256 回	平成 24 年 12 月 12 日	・ 経過措置と適用時期等 ・ 公開草案の文案検討
第 257 回	平成 24 年 12 月 25 日	・ 公開草案の公表議決

(企業結合専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第 69 回	平成 21 年 9 月 25 日	・ 論点整理に対するコメントの分析と対応
第 70 回	平成 21 年 10 月 14 日	・ 論点整理に対するコメントの分析と対応 ✓ 少数株主持分の取扱い ✓ 取得原価の算定 ✓ 取得原価の配分
第 71 回	平成 21 年 11 月 10 日	・ 論点整理に対するコメントの分析と対応 ✓ 取得原価の配分 ✓ 新株予約権の交付 ✓ 支配の喪失 ✓ 無形資産専門委員会の審議の状況
第 72 回	平成 21 年 12 月 3 日	・ 論点整理に対するコメントの分析と対応 ✓ 繰延税金資産負債 ✓ のれんの税効果 ✓ 偶発負債及び特定勘定 ✓ のれんの減損
第 73 回	平成 22 年 1 月 29 日	・ 論点整理に対するコメントの分析と対応 ✓ 少数株主持分の取扱い
第 74 回	平成 22 年 2 月 23 日	・ 論点整理に対するコメントの分析と対応 ✓ 非支配株主持分の取扱い ✓ 支配の喪失 ✓ 新株予約権
第 75 回	平成 22 年 3 月 17 日	・ 公開草案の文案検討
第 76 回	平成 22 年 4 月 30 日	・ 公開草案の文案検討
第 77 回	平成 22 年 5 月 26 日	・ 公開草案の文案検討
第 78 回	平成 22 年 6 月 9 日	・ 公開草案の文案検討
第 79 回	平成 22 年 7 月 12 日	・ 公開草案の文案検討
第 80 回	平成 22 年 8 月 4 日	・ 公開草案の文案検討
第 81 回	平成 24 年 4 月 12 日	・ 単体検討会議に関連するテーマの今後の進め方について ・ 企業結合（ステップ 2）の検討 ✓ 企業結合に関連する項目の方向性 ✓ これまでの経緯と論点 ✓ 少数株主持分の取扱い
第 82 回	平成 24 年 5 月 17 日	・ 全部のれん方式の取扱い

		・ 支配の喪失の取扱い
第 83 回	平成 24 年 6 月 20 日	・ その他の論点 ✓ 企業結合における取得関連費用の取扱い ✓ 暫定的な会計処理の取扱い ✓ 企業結合に係る特定勘定及び偶発負債に関する事項 ✓ その他
第 84 回	平成 24 年 9 月 7 日	・ 今後の進め方 ・ 主な改正箇所の文案イメージ
第 85 回	平成 24 年 11 月 21 日	・ これまでの検討の状況 ・ 経過措置と適用時期等 ・ 公開草案の文案

3. 公開草案公表後の親委員会及び専門委員会は以下の通りである。

(親委員会)

回数	開催日	審議内容
第 263 回	平成 25 年 4 月 25 日	・ 公開草案に対するコメント分析
第 265 回	平成 25 年 5 月 29 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応 ✓ 今後検討を行っていく主な論点
第 266 回	平成 25 年 6 月 13 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応 ✓ 支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動に関する論点 ✓ 取得関連費用に関連する論点 ✓ 適用時期及び経過措置
第 267 回	平成 25 年 6 月 27 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応 ✓ 注記事項 ✓ 適用時期及び経過措置
第 268 回	平成 25 年 7 月 10 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応 ✓ 支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動に関する論点
第 269 回	平成 25 年 7 月 25 日	・ 「企業結合に関する会計基準」及び「連結財務諸表に関する会計基準」の文案について ✓ 連結財務諸表作成についての基本的な考え方の明示
第 270 回	平成 25 年 8 月 9 日	・ 公開草案を再度公表する必要性の有無 ・ 「企業結合に関する会計基準」及び関連する他

		の会計基準等の文案について
第 272 回	平成 25 年 9 月 9 日	・ 会計基準等の公表議決

(企業結合専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第 86 回	平成 25 年 5 月 15 日	・ 公開草案に対するコメント分析 ・ 公開草案に対するコメントへの対応 ✓ 支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動に関する論点 ✓ 取得関連費用に関連する論点
第 87 回	平成 25 年 6 月 7 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応 ✓ 支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動に関する論点 ✓ 取得関連費用に関連する論点 ✓ 子会社株式の一部売却時におけるのれんの未償却額の取扱い ✓ 適用時期及び経過措置
第 88 回	平成 25 年 6 月 20 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応 ✓ 支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動に関する論点 ✓ 注記事項 ✓ 適用時期と経過措置
第 89 回	平成 25 年 7 月 1 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応 ✓ 支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動に関する論点 ✓ 適用時期及び経過措置
第 90 回	平成 25 年 7 月 17 日	・ 「企業結合に関する会計基準」及び「連結財務諸表に関する会計基準」の文案検討 ✓ 連結財務諸表作成についての基本的な考え方の明示
第 91 回	平成 25 年 7 月 31 日	・ 「企業結合に関する会計基準」及び関連する他の会計基準等の文案検討

以 上